



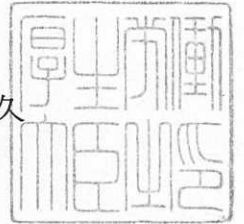
厚生労働省発能0329第2号

平成28年3月29日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

第一 訓練の認定基準の改正

一 認定職業訓練を行おうとする者が認定を受けようとする職業訓練（以下「申請職業訓練」という。）について、過去に申請職業訓練と同一の分野に係る認定職業訓練を行った場合には、一定の就職率の実績を有することとしている要件を次のようにすること。（第二条第一号ロ関係）

（一） 就職率の算定対象から六十五歳以上の者を除外すること。

（二） 就職率の算定対象から除外している連続して訓練を受講をする者に、基礎訓練から実践訓練への連続した受講をする者を加えるものとする。

（三） 連続する三年間の間に二以上の単位の認定職業訓練を行った場合に、それぞれの認定職業訓練の就職率が、その定める基準を下回った場合は一年間の欠格とし、一年間の欠格の後、再び連続する三年間の間に二以上の単位の認定職業訓練の就職率が基準を下回った場合には、それ以降を欠格とする。

二 申請職業訓練の訓練期間の要件について、次に掲げる申請職業訓練の区分に応じ、それぞれ次に定め

る範囲内において適切な期間であるものとする。 (第二条第五号関係)

(一) 基礎訓練 二月以上四月以下

(二) 実践訓練 三月以上六月以下

三 申請職業訓練の訓練時間の要件について、乳児、幼児又は小学校に就学している子を養育する特定求職者等、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第四号に規定する対象家族を介護する特定求職者等その他の特に配慮を必要とする特定求職者等に対して行う申請職業訓練にあつては、一月につき八十時間以上であり、かつ、一日につき原則として四時間以上六時間以下であるものとする。 (第二条第六号関係)

四 習得された技能及びこれに関する知識の評価の要件について、特定求職者等が申請職業訓練を受ける期間において、少なくとも月一回行うものとする。 (第二条第十三号関係)

五 訓練期間中のキャリアコンサルティングの実施の要件について、特定求職者等が申請職業訓練を受ける期間が三月に満たない場合にあつては、一月に少なくとも一回以上行うものとする。 (第二条第十

四号関係)

六 教科の一部を委託して行う申請職業訓練にあつては、次のいずれにも該当するものとする。 (第二十条第十八号関係)

- (一) 当該教科が基礎訓練における職業に必要な基礎的な能力の向上に関する教科であること。
- (二) 当該教科が行われる事業所において、講師、訓練評価者及び管理責任者を配置していること。
- (三) 当該教科が行われる事業所の事業主及び従業員が、施行規則第二条第一号りに該当するものであること。

第二 認定職業訓練実施奨励金の改正

訓練施設内保育実施奨励金を新設し、特定求職者等が養育する小学校就学の始期に達するまでの子について保育施設を運営する事業を自ら行い、又は他者に委託して行う場合に、その事業に要した経費について、一の基本奨励金支給単位期間について児童一人につき六万六千円を限度として支給するものとする。 (第八条第五号関係)

第三 職業訓練受講給付金の改正

職業訓練受講給付金に寄宿手当を新設し、特定求職者が認定職業訓練等を受けるため同居の配偶者等と

別居して寄宿する場合に、給付金支給単位期間当たり一万七百年を支給するものとする。 (第十二条の二関係)

第四 職業訓練の認定に係る厚生労働省令で定める基準の特例及び特定被災地認定職業訓練に係る厚生労働省令で定める基準の特例の延長

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則 (以下「施行規則」という。) 附則第三条に規定する職業訓練の認定に係る厚生労働省令で定める基準の特例及び附則第三条の三に規定する特定被災地認定職業訓練に係る厚生労働省令で定める基準の特例を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。 (附則第三条及び附則第三条の二関係)

第五 労働安全衛生法第七十六条第一項の技能講習に係る基礎訓練の特例の新設

平成二十八年十月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に開始される職業訓練のうち、労働安全衛生法第七十六条第一項の技能講習 (小型移動式クレーン、フォークリフト、車両系建設機械又は玉掛けに係るものに限る。) の修了資格の取得に係る内容を含む基礎訓練 (道路交通法第八十五条第一項に規定する大型特殊免許の取得に係る職業訓練を併せて行うものを含む。) について、奨励金の額を一月当たり

十万円とするものとする。 (附則第三条の四関係)

第六 施行期日

- 一 この省令は、平成二十八年十月一日から施行すること。ただし、第一の一)、(三)及び第四は同年四月一日から施行すること。
- 二 第一の一)(三)は平成二十八年四月一日から施行し、平成二十六年四月一日以後に開始された認定職業訓練の実績から適用すること。
- 三 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。